

事務事業名	7655 サイン整備事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課				担当		都市景観担当			
組織コード	H30	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	05	03	記入日	平成30年06月08日
	H29	20	01	00		H29	01	08	04	01	05	03		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ												実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										● 対象	
分野	06	景観形成										○ 対象外	
施策	60	デザインによる景観形成の推進											
事業期間	平成14年度～												
根拠法令 通達等	屋外広告物法 戸田市屋外広告物条例				関連計画 施政方針		戸田市景観計画						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	まちを通行する人、戸田市を訪れる人、屋外広告物に係わる行為を行う事業者、行政												
事業目的	良好な景観形成に寄与する公共サインの整備・管理を通じた景観づくりを推進するとともに、屋外広告物の規制・景観誘導をすることによって、美しいまち並み景観づくりを目指す。												
事業内容	魅力的なまち並み景観づくりの形成を図るため、戸田市屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、屋外広告物ガイドラインを活用し景観誘導を行っていく。また、公共サインについては、まち並み景観に資する整備や維持管理に努める。												
実施主体	■ 市による単独直営 ■ 委託 (□ 3セク・財団 ■ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		639	2,818	3,663	3,663	3,663	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	591	409	1,060	476	
	一般財源		639	2,227	3,254	2,603	3,187	
	人件費		6,207.3	6,207.3	6,207.3	6,207.3	6,207.3	
	投入 人員	常勤職員	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	
		非常勤職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
事業費+人件費		6,846	9,025	9,870	9,870	9,870		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	屋外広告物相談数	回	窓口等で相談があった回数		80	80	80
	活動②	公共サイン設置相談件数	件	公共サイン設置に係る相談件数		81	84	—
	成果①	屋外広告物許可件数	件	新規・更新・改造の許可件数		5	5	5
	成果②	景観に配慮された公共サインの設置件数	件	公共施設に係る案内・誘導サインの設置件数		2	3	—
						60	60	60
					54	65	—	
					5	5	5	
					1	1	—	
目標達成 状況 の分析		B: 活動・成果のいずれかを達成した。 ＜判断理由＞ 屋外広告物については、活動指標の屋外広告物相談件数、成果指標の屋外広告物許可件数とも目標を達成することができた。公共サインについては、新たな設置等の計画自体が少なかつたため、活動指標・成果指標とも目標を達成することができなかったが、戸田公園駅改札から戸田公園駅前行政センターまでの駅構内誘導サインに関して、景観アドバイザーへの相談を実施し施工に反映することができた。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	A	B	B	<判断理由> 各種ガイドラインによる景観誘導とともに、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導を行うことで、良好な景観形成に寄与することができることから、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 決算ベースの事業費は、平成28年度が591千円、平成29年度が639千円であった。屋外広告物の申請手続業務については、条例で定められた手数料を徴収しており、経費は適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 屋外広告物については、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導や改善を求めていくとともに、安全管理面も注視していく必要がある。公共サインの整備については、行政が先導的な役割を担っていく必要があることから、積極的に取り組むべき事業であり、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 屋外広告物も含めて良好な景観を形成していくことは、市全体の価値を高めることにつながるものである。また、わかり易くおしゃれな公共サインを整備することにより、市民全体の受益につながっていくことから、受益・負担は適正な範囲である。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1現状で継続 <input type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 屋外広告物に関しては、景観に与える影響が大きいことから、戸田市屋外広告物条例に基づいた指導を行うとともに、屋外広告物ガイドラインを活用した景観誘導を行っていくことが必要である。また、平成29年度まで道路河川課が所管していた屋外広告物の簡易除却業務が、平成30年度から都市計画課に移管された。
今後の取組方針	引き続き、戸田市屋外広告物条例や屋外広告物ガイドラインに基づいた景観形成を進めるとともに、戸田市都市景観条例に基づく景観づくり推進地区の届出制度と連携した適切な運用を図る。また、平成30年度から簡易除却業務が移管されたことに伴い、屋外広告物の安全管理等について、委託業者の報告情報をもとに充実させていく。 なお、平成32年度をもって、施策58「協働による地区の景観形成の推進」のもとに「景観形成推進事業」、「景観調整事業」及び「サイン整備事業」の3事業を統合し、1つの事業とする予定である。（「7602景観形成推進事業」の事後評価シートを参照）